

第13回 福島市社会福祉大会開催要項

1. 趣 旨

福島市社会福祉大会は、今年で13回目を数えますが、第1回大会から30年以上が経過するなかで、社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子・高齢化、核家族・単身世帯の増加をはじめ、家族機能の低下や地域住民の関係性の希薄化などを背景に、社会的孤立、引きこもり、虐待、生活困窮者の増加などの複合的な福祉課題・生活課題が大きな社会問題になっています。

こうした状況のなか、ひとりひとりの住民が地域の課題解決を他人事ではなく「我が事」として受け止め、制度や分野ごとの縦割りではなく、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域住民の支え合いと公的支援やさまざまな機関・団体の協働による包括的支援体制の構築が求められています。

本大会は、これまで多年にわたり社会福祉事業の発展に功労のあった方々に感謝の意を表し、一層のご活躍をご期待申し上げるとともに、今後、住民総参加による「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の構築に向けて、地域住民、関係機関・団体が連携を強化し、本市のさらなる地域福祉の充実・発展を目指し開催するものであります。

2. 期 日 令和元年11月13日(水)
3. 会 場 とうほう・みんなの文化センター 大ホール(福島県文化センター 春日町5-54)
4. 参加人員 約1,000名
5. 大会次第
第一部 記念講演 13:00~14:30
 - 1 開 会
 - 2 講 演
講師 菊田 あや子 氏
演題 「認知症も怖くない・グルメリポーターの
役に立つ食の話とカンタン健康法」
第二部 式 典 14:45~16:00
 - 1 開 会
 - 2 大会名誉会長あいさつ
 - 3 大会会長あいさつ
 - 4 表彰状・感謝状贈呈
 - (1) 福島市長感謝状
 - (2) 大会会長表彰状
 - 社会福祉事業功労者
 - 民生委員児童委員功績者
 - 社会福祉施設・社会福祉団体役職員功績者
 - 社会福祉活動優秀者・団体
 - (3) 大会会長感謝状
 - 社会福祉活動協助者・団体
 - 共同募金・歳末助け合い募金、社会福祉施設・団体への多額寄付者・団体
 - 社会福祉協議会、特別会員・法人会員継続加入者
 - 5 祝 辞
 - 福島市議会議長 様
 - 福島県社会福祉協議会会長 様
 - 6 来 賓 紹 介
 - 7 受賞者代表あいさつ
 - 8 大 会 宣 言
 - 9 閉 会

6. 主 催 福島市 福島市社会福祉協議会 福島市民生児童委員協議会

7. 後 援 (予定)

福島県社会福祉協議会 福島県民生児童委員協議会 福島市教育委員会
日本赤十字社福島県支部福島市地区 福島市自治振興協議会連合会 福島市町内会連合会
福島市青少年健全育成推進会議 福島地区保護司会 福島市医師会 福島商工会議所
福島青年会議所 福島市婦人団体連絡協議会 福島市ボランティア連絡協議会
福島市老人クラブ連合会 福島市手をつなぐ親の会 県北地区精神保健福祉会
福島民報社 福島民友新聞社 NHK福島放送局 ラジオ福島 福島テレビ
福島中央テレビ 福島放送 テレビユー福島 ふくしまFM
福島コミュニティ放送FMポコ

(順不同)

8. 大会役員

- (1) 大会名誉会長は、福島市長を充てる。
- (2) 大会会長は、福島市社会福祉協議会会長を充てる。
- (3) 大会副会長は、福島市健康福祉部長、福島市社会福祉協議会副会長、福島市民生児童委員協議会会長を充てる。
- (4) 大会運営委員は、福島市健康福祉部次長、福島市社会福祉協議会常務理事 及び 理事、福島市民生児童委員協議会副会長を充てる。

市長感謝状、大会会長表彰状・大会会長感謝状の授与資格

1. 市長感謝状の授与資格

民生委員・児童委員任期満了退任予定者

2. 大会会長表彰状の授与資格

(1) 社会福祉事業功労者

福島市全般にわたる社会福祉事業に20年以上貢献し、他の模範となる者
ただし、20年未満であっても、本市における社会福祉向上に多大な貢献をし、
特に功績が顕著と認められる者については、この限りではない。 (2-1)

(2) 民生委員・児童委員功績者

民生委員・児童委員の職にあつて、その在任期間が15年以上で功績顕著な者 (2-2)

(3) 社会福祉施設・社会福祉団体役職員功績者

社会福祉に関する役職員で、在職期間が10年以上で功績顕著な者 (2-3)

(4) 社会福祉活動優秀者・団体

福祉ボランティア等の社会福祉活動を10年以上継続し、他の模範と認められる
個人又は団体 (2-4)

3. 大会会長感謝状の授与資格

(1) 社会福祉事業協助者・団体

福祉ボランティア等の社会福祉活動を5年以上継続し、他の模範と認められる
個人又は団体 (3-1)

(2) 共募、歳末、社会福祉施設・社会福祉団体への多額寄付者・団体

共同募金（歳末助け合い募金も含む）、社会福祉施設または社会福祉団体に多額
の寄付をした個人（20万円以上）又は団体（30万円以上） (3-2)

(3) 社会福祉協議会、特別会員・法人会員継続加入者・団体

社会福祉協議会の特別会員として会費を（5口以上5年以上）現在継続納入して
いる個人、又は法人会員として会費を（3口以上5年以上）現在継続納入している
法人 (3-3)

当該者推薦基準

- 過去の大会で、受彰された者は除く。但し、多額寄付者（3-2）及び 継続加入者（3-3）については要件が具備していれば対象になる。
- 表彰2の（3）社会福祉施設・社会福祉団体役職員功績者については、同一法人内の複数施設の在職期間を通算することができる。
- 在任（職）期間は、令和元年11月末現在。
- 多額寄付者・団体の推薦については、社会福祉施設または社会福祉団体に関する個人、又は団体等が行った寄付は除く。
- 寄付金額の算定期間は、平成28年7月1日から令和元年6月30日までに寄付のあったものとし、その間の寄付金額は合計することができる。

○推薦依頼先

福島市健康福祉部 福島市社会福祉協議会 福島県共同募金会福島市共同募金委員会

福島市社会福祉協議会地区協議会 福島市ボランティア連絡協議会 社会福祉法人

福祉団体 ボランティア団体 地域活動支援センター 特定非営利活動法人